

議案第126号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市立鹿谷公民館駐車場内において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所

氏名

2 事故の概要

令和4年2月18日午後2時頃、勝山市立鹿谷公民館駐車場内にて、駐車場に隣接する作業場から雪が落下し、■■■■氏が所有する乗用車に直撃し、フロントガラス等を損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金337,546円

令和4年3月9日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。